

# 平成30年度浜松市介護人材確保対策事業のご案内

## 1 目的

介護サービスに対する需要の増加が見込まれるなか、市内の介護職員のキャリアアップと定着を図るため。

## 2 事業内容

### (1) 浜松市介護職員キャリアアップ支援事業

本人が介護資格を取得または更新した場合の費用の一部を奨励金として交付します。

	研修内容	奨励金の額 (最大)
①	介護職員初任者研修	5万円
②	介護福祉士実務者研修	10万円
③	介護支援専門員更新研修	12万円 ※一部地域のみ

### 対象者

市内に住所を有し、以下のいずれにも該当する方。

- ・研修を修了した日から一年以内であること。
- ・市内の別表1に掲げる介護保険サービス事業所に3か月以上継続し、介護職員として週20時間以上勤務し、かつ申請時にも勤務していること。
- ・介護支援専門員更新研修については、別表2に掲げる居宅介護支援事業所又は介護予防介護支援事業所に3か月以上継続し、介護支援専門員として週20時間以上勤務し、かつ申請時にも勤務していること。
- ・国、県その他公的機関等から本事業の研修にかかる受講料等について助成を受けていないこと。
- ・市税を滞納していないこと。

### 別表1

・(介護予防) 訪問介護	・(介護予防) 訪問入浴介護
・(介護予防) 通所介護	・地域密着型通所介護
・(介護予防) 通所リハビリテーション	・(介護予防) 短期入所生活介護
・(介護予防) 短期入所療養介護	・(介護予防) 特定施設入居者生活介護
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・夜間対応型訪問介護
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	・地域密着型特定施設入居者生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・小規模多機能型居宅介護
・看護小規模多機能型居宅介護	・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設	・介護療養型医療施設 (介護医療院)

### 別表2 (対象となる地域)

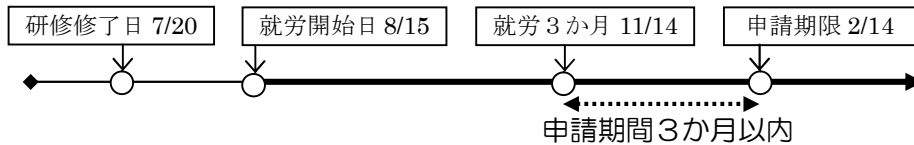
(1) 北区(細江地区、引佐地区及び三ヶ日地区に限る。)
(2) 天竜区

## ご注意ください！

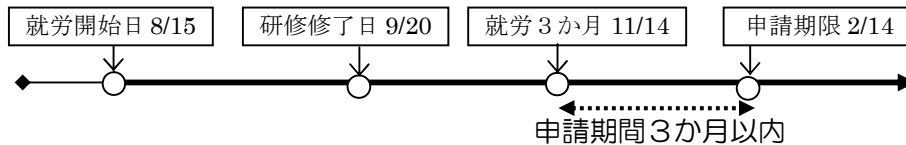
研修を修了した日または3か月間継続勤務の条件を満たした日のいずれかから3か月以内に申請してください。

申請が遅れますと奨励金は交付されません。

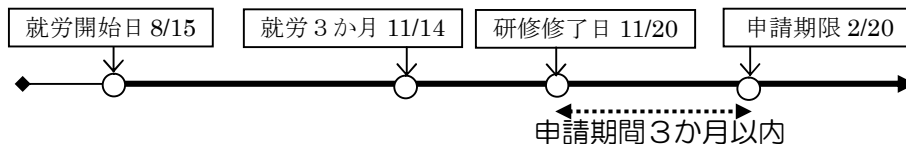
### 例1) 研修修了後に就労した場合



### 例2) 就労後に研修修了した場合①



### 例3) 就労後に研修修了した場合②



## (2) 介護の担い手外国人支援事業

経済連携協定（EPA）による介護福祉士候補者の受入れを希望した事業所に対し、介護福祉士候補者の就労開始までに要する対象の経費について2分の1を上限に補助金を交付します。

### 対象事業者

経済連携協定（EPA）による介護福祉士候補者の受入れを国際厚生事業団へ希望した市内に所在する事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に限る。）を運営する法人であって、市税の未納等がないこと。

※（1）、（2）ともに詳しくは要綱をご覧ください。

## 3 申請書類等配布場所

申請書類は浜松市ホームページから要綱をダウンロードしてください。介護保険課、各区役所長寿保険課及び浜松市福祉人材バンクでも配布しています。

## 4 申込方法

（1）、（2）いずれも必要書類を揃えて、直接持参または郵送にて介護保険課まで提出してください。

<提出先>

〒430-8652

浜松市中区元城町103-2

浜松市役所 介護保険課 総務・給付グループ

介護人材確保事業担当者あて

※持参の場合は、市役所本館3階へお越してください。

**5 受付期間**

(1) 浜松市介護職員キャリアアップ支援事業

平成31年3月29日(金)まで※消印有効

(2) 介護の担い手外国人支援事業

平成30年12月28日(金)まで※消印有効

**6 問い合わせ先**

浜松市役所介護保険課 総務・給付グループ

電話 053-457-2862